(3) 令和5年度活動方針並びに事業計画

活 動 方 針

1 基本方針

人権は、国籍・性別・出身・経歴等を問わず、地球上のあらゆる人々に普 逼的に保障されている基本的な権利です。それは、私たちが人間らしく生き るために必要な権利です。

家庭・地域・職場・学校などにおいて、私たちの日常生活での出来事を人権の視点から考えてみると、様々な問題が見えてきます。

虐待や差別言動、差別情報の拡散などの事象が発生し、令和4年度も木津川市や近隣地域において、同和地区内を撮影し、YouTube などに掲載する事案も多数発生しています。

国内では、平成28年度に、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の人権三法が施行され、また昨年度は、SNSにおける権利侵害に対して、より円滑に被害者の救済を図ることを目的とした「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」が施行されました。

さらに、本年4月には「こども基本法」が施行され、子どもが差別されない 権利や意見を表明できる権利など「子どもの権利条約」に基づいた内容が明記 され、これから実効性のある施策が期待されます。

木津川市では「ヘイトスピーチ防止のためのガイドライン」の策定など、みんながしあわせに暮らしていけるよう、国、地方公共団体、民間団体などにより人権三法遵守を含め様々な人権問題の解決に向けた取組がなされています。 今年は、関東大震災から100年目の年になります。震災による大きな被害とともに、「朝鮮人が放火した。井戸に毒を入れた。」というデマにより、朝鮮人虐殺という差別的悲劇を生んだ歴史があります。

一方、世界では、人間が人間の命を奪い合う、最大の人権侵害である許し 難い戦争や内戦などが後を絶ちません。

日本においても世界においても「人権」が大きな課題です。

本協議会は、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りを持って生きることができる平和で明るい木津川市となるために、市民の先導役として、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現に向け、積極的な人権啓発活動を行うことを基本とします。

2 人権啓発協議会の役割

本協議会は、会員及び市民が、人権問題についての正しい認識と人権感覚を養うことを目的に、研修・広報等の啓発活動に積極的に取組み、前述の人権 三法の目的を踏まえ、関係機関並びに各種団体等との連携により人権問題の解 決を目指します。

事業計画

1 人権研修会

人権に関する基本知識を身につけ、啓発活動の指導者としての資質の向上 を図る。

(1) 会員研修会

会員相互の人権意識の向上を図るため、研修会を開催する。

(2) 管外研修会

協議会活動の推進及び会員の知識向上を図るため、管外研修会を開催する。

2 人権啓発活動

市民に対する人権意識の向上と人権問題についての理解を深めるため、人権啓発活動を行う。

- (1) 人権啓発ポスターコンクールの実施
- (2) 人権啓発映画上映会の開催
- (3) 人権啓発講演会の開催
- (4) 人権文化のつどいの開催

3 団体・企業等への支援活動

各種団体や企業における人権意識の向上と人権問題についての理解を一層深め、人権が相互に尊重される組織や職場づくりに向けて、団体・企業等を支援する。

4 会員拡大

より多くの組織、団体等や市民の賛同が得られるよう、協議会の趣旨啓発 を行うほか、公募等により会員拡大に努める。